

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く市民及び有識者等からの意見を聴くため、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べができるものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証及び見直しに関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業界、教育機関、金融機関、労働団体等の関係者
- (2) 住民の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、協議会に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 協議会の運営に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。